

「きんざい金融ホットライン」の相談受付状況（平成30年度）

－ 無登録業者によるファンドや暗号資産（仮想通貨）を利用した詐欺的な投資勧誘が発生しています －

うまい儲け話はありません！

少しでも不審に思った場合は、すぐにはお金の振り込み・手渡し・送付などをしないで、公的機関などに必ず相談しましょう。金融取引等に関する疑問やお困りの点については、一人で悩まずお気軽に「きんざい金融ホットライン」までご相談ください。

（電話番号 06-6949-6259 受付：平日9時から12時、13時から17時）

<相談受付件数の推移>

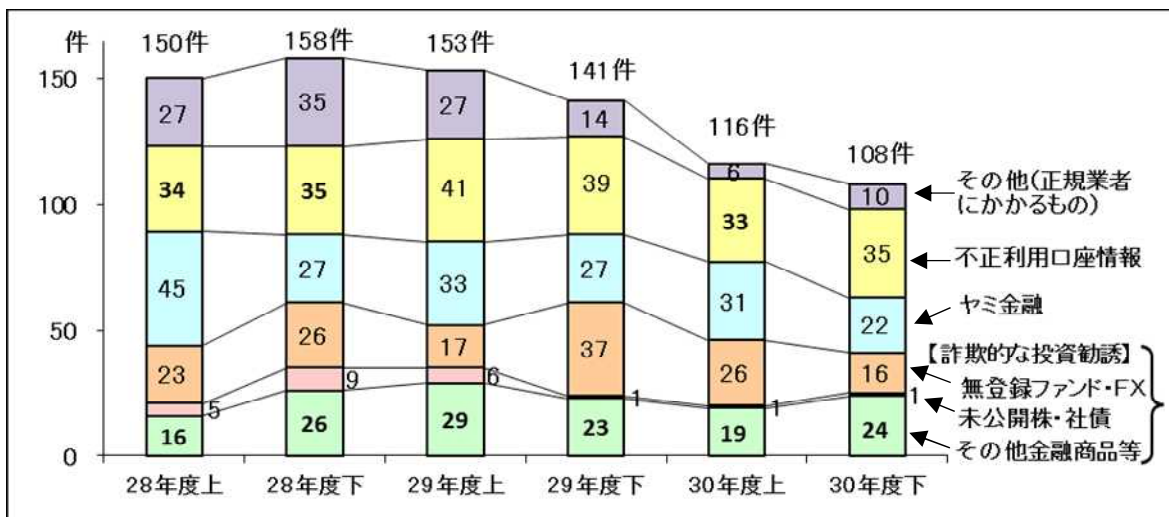
区分	28年度上半期		28年度下半期		29年度上半期		29年度下半期		30年度上半期		30年度下半期	
総件数	612	-	582	-	574	-	746	-	516	-	482	-
一般的な照会	273	44.6%	253	43.5%	266	46.3%	347	46.5%	243	47.1%	221	45.9%
個別取引にかかるもの	339	55.4%	329	56.5%	308	53.7%	399	53.5%	273	52.9%	261	54.1%
不適正な行為にかかるもの	150	24.5%	158	27.1%	153	26.7%	141	18.9%	116	22.5%	108	22.4%
その他	189	30.9%	171	29.4%	155	27.0%	258	34.6%	157	30.4%	153	31.7%

1. 今期の相談受付状況について

平成30年度「きんざい金融ホットライン」に998件の相談（照会等を含む）が寄せられました。

そのうち「不適正な行為」にかかる相談は224件、うち「詐欺的な投資勧誘等」（無登録のファンド等）が87件となっています。

<不適正な行為にかかるものの推移>



<業態別の件数>

業態による区分	上期	下期	総件数
銀行、信用金庫、信用組合等	178	188	366
証券会社など金融商品取引業者等	75	84	159
生命保険会社、損害保険会社等	60	59	119
貸金業者等	104	76	180
前払式支払手段発行者、暗号資産交換業者等	63	41	104
その他	36	34	70
合計（各業態に無登録業者等も含む）	516	482	998

詐欺的な投資勧誘等（87件(上期46件、下期41件)）

最近多発している「キャッシュカードを預かります」
「暗証番号を教えて」も詐欺の手口です！

2. 詐欺的な投資勧誘事例について

(事例1) 日利30%分配されると聞いて出資した

知人から投資セミナーに誘われた。ビットコインをマイニングする機械を海外業者から購入し、当該機械を電気料金の安い外国でマイニング業者に預けると、発掘されたビットコインが毎日分配されると聞いて出資したが、投資資金は預けたままで、一度も分配を受けていない。

※暗号資産の取引の承認や確認作業を行うことを「マイニング（採掘）」と言われています。

(事例2) ハワイの不動産投資で儲かると勧誘された

出資されたお金でライズトークン（暗号資産）を購入して、その暗号資産でハワイの不動産に投資し配当はビットコインで支払うと説明された。50万円投資すると、2,3週間後には20万円儲かると勧誘された。



〇〇警察です。
口座が不正に利用されているため、
財務局の職員がキャッシュカードを
預かりに伺います。



よろしく
お願いします。

警察官や銀行協会、金融庁や財務局の職員がキャッシュカードを預かったり、暗証番号を聞くことはありません。

3. お寄せいただいた情報等の活用について

○ 当局の対応

■利用者保護の観点から、きんざい金融ホットラインに寄せられた相談等は、**監督上の有益な情報**として活用しています。

■無登録でファンド等への出資やFX取引の勧誘などを行っている業者に関する情報を得た場合は、**相談者に注意喚起**するとともに、監督指針に基づき、①**業務内容等の実態把握**、②無登録で金融商品取引業を行っているおそれがあると認められた場合は**照会書により回答を求め**、故意性・悪意性が認められる場合は**捜査当局へ情報提供**するとともに、**かかる行為を直ちに中止**するよう文書等による警告を行い、③**警告の措置**を取った場合は、当該内容を近畿財務局ホームページ「**無登録業者に対する警告等**」で公表しています。

■ヤミ金融業者に関する情報を得た場合は、**相談者に注意喚起**するとともに、監督指針に基づき、①**業務内容等の実態把握**、②無登録で貸金業を営んでいる疑いがあると判断される場合は、当該業者に対し直ちに**貸付け行為等**を取り止めるよう警告を行い、③**捜査当局に情報提供**をして連携に努めています。

■不正に利用されている預金口座の情報を得た場合は、**捜査当局及び金融機関に情報提供**を行っています。

皆様にご注意していただきたい事項

○ 暗号資産（仮想通貨）に関する投資勧誘にご注意！

インターネットを通じて電子的に取引される、いわゆる「暗号資産（仮想通貨）」を利用した悪質な投資勧誘に関する相談が多く寄せられています。改正資金決済法等の施行（平成29年4月）に伴い、暗号資産（仮想通貨）交換業者は金融庁・財務局への登録が義務付けられています（日本で登録を受けていない外国の業者が日本国内にお住まいの方に対して勧誘を行うことは禁止）。

取引の際には金融庁・財務局に登録された事業者であるか、また、事業者が金融庁・財務局から過去に行政処分を受けていないかどうか確認してください。なお、登録業者であっても金融庁・財務局がその事業者の信用力等を保証するものではありません。

○ ファンド等への投資勧誘にご注意！

他者から金銭などの出資・拠出を集め、当該金銭を用いて何らかの事業・投資を行い、その事業から生じる収益等を出資者に分配するような仕組みを集団投資スキーム（ファンド）といい、金融商品取引法では、このようなファンドへの出資を募ったり、ファンド財産の投資運用を行う者に対して、原則として登録を義務付けています。

登録を受けずに、一般投資家に対して、ファンドへの出資の勧誘等をする場合は、法律違反の可能性があります。このような無登録業者からの勧誘は、詐欺的な商法であるおそれが高いと考えられますので、皆様は一切関わらないようにしてください。

金融商品取引業を行うには金融庁・財務局の登録等を受けなければなりません。業者から「登録を受けている」と説明されても、それのみで信用せず「きんざい金融ホットライン」（TEL06-6949-6259）等で登録等の有無を確認してください。

（※）海外所在業者であっても、日本の居住者のために又は日本の居住者を相手方として金融商品取引業を行う場合は、金融商品取引業の登録等が必要です。

（※）登録等を受けている業者についても、金融庁・財務局がその業者の信用力等を保証するものではありません。その業者の信用力を慎重に見極めるとともに取引内容を十分に理解したうえで、取引を行うかどうかの判断をすることが重要です。

○ 振り込め詐欺にご注意！

振り込みを急がされても、すぐに振り込まない！ 一人で悩まずに、身近な人や最寄りの警察署に相談してください！！

万が一、振り込んでしまった場合、すぐに振込先の金融機関（※）と警察署に連絡し、振り込んだ状況等を申し出てください。

「振り込め詐欺救済法」に基づき、振込口座の残高や被害額に応じて、被害回復分配金（被害額の全部又は一部）を受けることができる場合があります。（※）金融機関の連絡先の照会は、「きんざい金融ホットライン」（TEL06-6949-6259）まで。

【相談等窓口】

■ きんざい金融ホットライン

電話：06-6949-6259（受付時間：平日 9時から12時、13時から17時）

FAX：06-6949-6790

Mail：k-hotline@kk.lfb-mof.go.jp

<http://kinki.mof.go.jp/riyoushahogogroup.html>

■ 金融庁 金融サービス利用者相談室

電話：0570-016811（受付時間：平日 10時から17時）

<http://www.fsa.go.jp/receipt/soudansitu/index.html>

【お知らせ】

■ 「金融トラブルハンドブック」の配布について

近畿財務局では、金融トラブル被害の注意喚起情報等をまとめたリーフレット「金融トラブルハンドブック」（A3 三つ折り）を作成しています。ご希望がありましたら無償でお送りしますので、お気軽にお申し出ください。（きんざい金融ホットライン 06-6949-6259）

■ 出前講座（無料）のご案内について

近畿財務局では、市町村や地域コミュニティなどが開催する講演会などに職員を講師として派遣し、「金融の基礎知識」、「金融トラブルに巻き込まれないために」などのテーマで出前講座をさせていただきます。ご希望がありましたら、お気軽にお申し出ください。（財務広報相談室 06-6949-6355）